

宿泊施設の

バリアフリー基準が変わりました！

令和元年9月1日施行

※これ以降に着工するものが対象

●バリアフリー法施行令第15条の改正

対象：床面積1,000㎡以上かつ客室総50室以上の
ホテルまたは旅館を建築(新築、増築、改築、用途変更)
する場合(東京都内の場合)

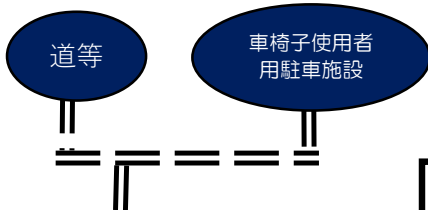
内容：建築する客室総数の1%以上※の車椅子使用者用客室を設ける

※ 1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数

●練馬区福祉のまちづくり推進条例第38条の2の新設

(東京都建築物バリアフリー条例と同等の規定)

対象：建築する部分の床面積の合計が1,000㎡以上のホテルまたは
旅館における**全ての客室**(ただし車椅子使用者用客室は除く。以下「**一般客室**」という。)



道等

車椅子使用者
用駐車施設

【凡例】 = = = 宿泊者特定経路 (裏面参照)

共用部の基準

○宿泊者特定経路に階段または段を設けない

一般客室内の基準※和室部分を除く

○客室の出入口幅有効80cm以上

○客室内の便所および浴室等の出入口幅
有効70cm以上

○客室内に階段または段を設けない

一般客室(シングルルーム)の例

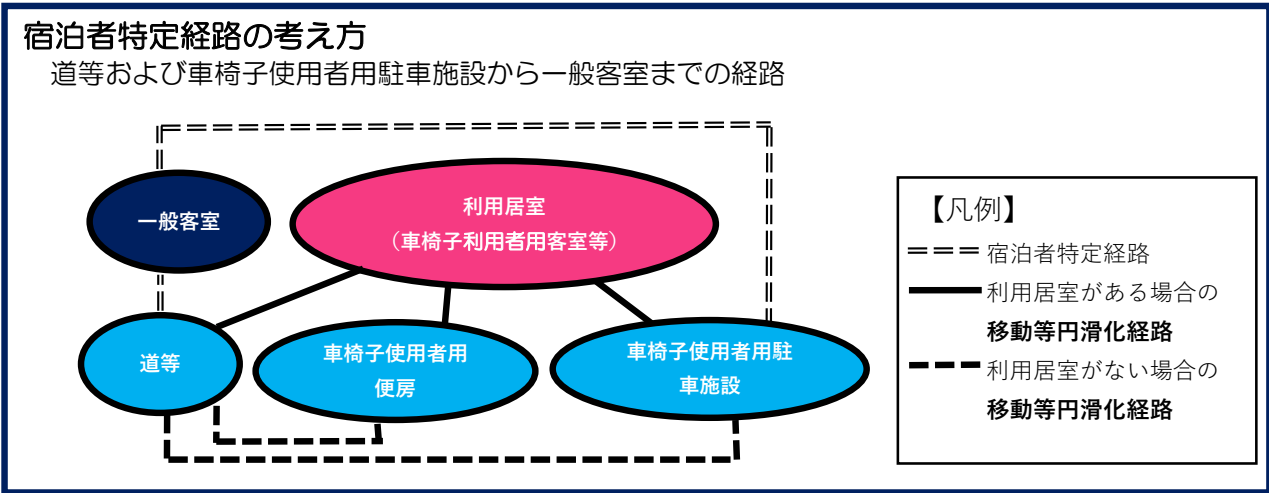
ホテルまたは旅館

練馬区福祉のまちづくり推進条例により、延べ床面積が1,000㎡以上のホテルまたは旅館(風営法※1第2条第6項4号に規定する施設および簡易宿泊所※2を除く。)の建築についてはバリアフリー化が義務付けられています。

該当する場合、道または公園、公園その他の空地(以下「道等」という。)および車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路のうち1以上は**宿泊者特定経路**として整備しなければなりません。

また、車いす使用者用客室等の利用居室、車いす使用者用便房または車椅子使用者用駐車場を設ける場合は、**移動等円滑化経路**の整備も必要になります。

※1 風営法等の規制および業務の適正化等に関する法律 ※2 旅館業法2条3項に規定する施設



- ### 宿泊者特定経路
- 階段または段を設けない
- ただし、以下のいずれかを併設する場合は、その限りではありません。
- ・傾斜路
 - 幅120cm以上(階段併設の場合は90cm以上)
 - 勾配1/12以下
 - (高さ16cm以下のものは1/8以下)
 - ・エレベーター
 - 籠の奥行き115cm以上
 - 車椅子使用者に配慮した仕様等
 - ・車椅子に座ったまま使用できるエレベーターまたはエスカレーター
 - 定格速度が一定以下等

宿泊者特定経路については「段差の禁止」のほか、建築物移動等円滑化基準の一般基準にも適合させる必要があります。

